

公益財団法人新潟県危険物安全協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県危険物安全協会（以下「本協会」という。）定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づき、その妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、専務理事の職にある者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何にかかわらず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び特別な職務を執行した役員に、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額500万円以下とする。また、特別な職務を執行した役員の報酬も500万円以下とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 役員等には、前2項で定めた報酬の他は一切の報酬等を支給しない。

(定例報酬額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬額は、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 常勤役員の定例報酬の支給日及び支給方法等は、公益財団法人新潟県危険物安全協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

(費用弁償)

第6条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当つて負担した費用については、これを請求のあったときから遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規

程を準用する。

(公 表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。